

令和4年12月28日に公布された条例の一覧

番号	条例名	あらまし	公布日	施行日	担当課
30	島田市職員の降給に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、職員の定年年齢の引き上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制や60歳に達した職員の給料月額7割措置の制度の開始により、該当職員の降給が発生するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により新たに職員の降給に関する条例を制定しました。	R4. 12. 28	R5. 4. 1	人事課
31	島田市職員の高齢者部分休業に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の定年年齢の引き上げに当たり、通常の勤務時間による勤務を希望しない60歳に達した職員について、翌年度以降、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを可能とするため、新たに高齢者部分休業に関する条例を制定しました。	R4. 12. 28	R5. 4. 1	人事課
32	島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	公布の日	行政総務課
33	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	定年延長に係る国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）の施行に伴い、国家公務員の給与について「当分の間、60歳に達した職員についての翌年度以降の給料月額を、60歳到達時点の額の7割水準に設定する」との措置が講じられることを踏まえ、当市においても地方公務員法に定める均衡の原則に基づいて必要な措置等を講ずるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	R5. 4. 1	人事課
34	島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の定年年齢の引き上げにより、60歳に達した職員の翌年度以降の退職手当の算定等について所要の改正を行い、また、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）の施行に伴う所要の改正等を行うため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	R5. 4. 1 (原則)	人事課
35	島田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢を引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制度等を設けるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	R5. 4. 1 (原則)	人事課
36	島田市手数料条例の一部を改正する条例	個人番号カードを利用してコンビニエンスストアで交付している各種証明書の交付手数料を減額するため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	R5. 1. 1	市民課

令和4年12月28日に公布された条例の一覧

37	島田市手数料条例の一部を改正する条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第61号）の施行に伴い、共同住宅等の規模の基準が改正されたため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	公布の日	建築住宅課
38	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）の施行に伴い、国民健康保険税における基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を改めるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	R5. 4. 1	国保年金課
39	島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	管理職員特別勤務手当を新設するとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	R5. 4. 1	人事課
40	島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例	令和4年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引上げが行われたことを受け、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	公布の日 （原則）	人事課
41	島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和4年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引上げが行われたことを受け、市長及び副市長の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	公布の日 （原則）	人事課
42	島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	令和4年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引上げが行われたことを受け、教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	公布の日 （原則）	人事課
43	島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和4年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引上げが行われたことを受け、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	公布の日 （原則）	人事課
44	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和4年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引上げが行われたことを受け、一般職の職員の給料及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しました。	R4. 12. 28	公布の日 （原則）	人事課